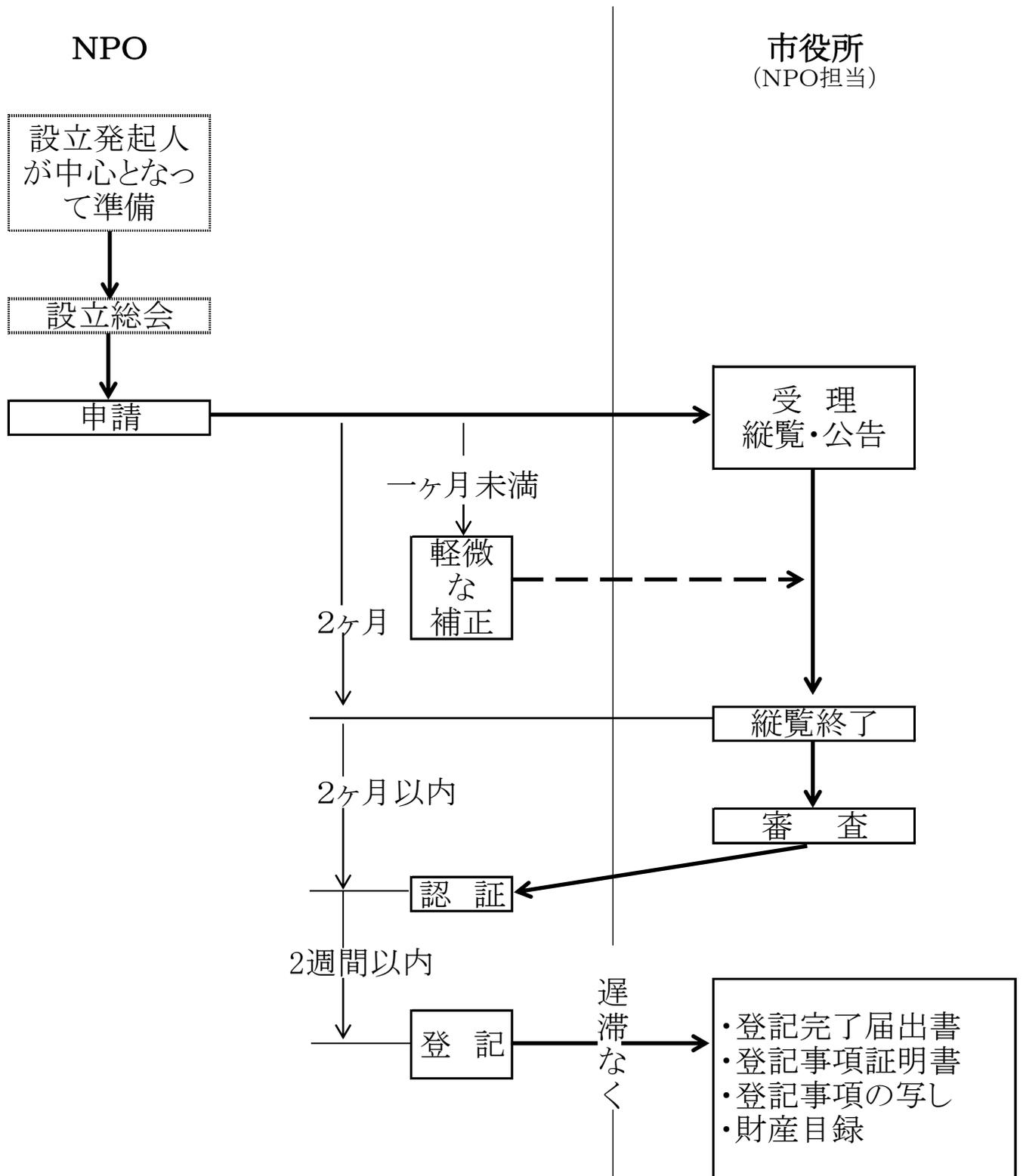


# 特定非営利活動法人認証事務フロー



# 特定非営利活動法人設立までの流れ

## 1. テーマ・方向性の決定

NPOも法人には変わりありません。設立後に継続して、発展していけるNPOを目指し、設立理念やNPOを選んだ理由など、根本となる意思を確立してください。最初の方向性を間違えると途中での補正が難しくなりますので、細心の注意をしてください。

## 2. 発起人会の開催

設立を考える者が相談して

- ・社員を10人以上決定
- ・役員案
- ・設立趣旨書
- ・定款の起草
- ・設立初・次年度事業計画
- ・設立初・次年度活動予算

以上のことを決定・作成が必要です。特に今後の運営を左右する「設立趣旨書」「定款」「事業計画」は慎重に決めてください。

## 3. 設立総会の開催

発起人や設立当初の社員によって発起人会で決まったことの確認と決定をします。また申請用の議事録の作成をします。その他には、役員の確認書などの最終的な意思を決定します。



#### 4. 申請書類の用意

申請に必要な書類を作成・用意します。

- ・申請書
- ・定款
- ・役員名簿
- ・就任承諾・誓約書
- ・役員の住所・居所を証する書類
- ・社員のうち10人以上の名簿
- ・確認書
- ・設立趣旨書
- ・設立総会議事録
- ・事業計画書(初年度・次年度)
- ・活動予算書(初年度・次年度)

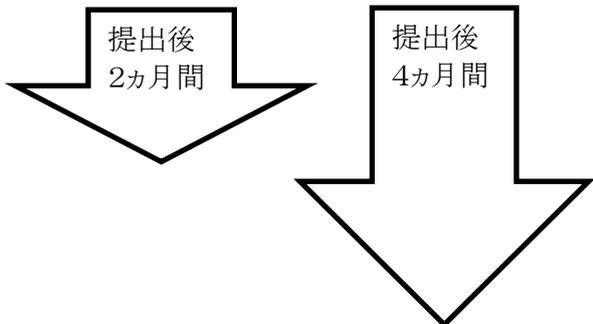


#### 5. 所轄庁へ設立認証の申請

所轄庁へ設立認証申請書類を提出します。  
書類は、形式上の不備がなければ受理されます。



#### 6. 縦覧 ・ 審査



提出後2ヶ月間、一般に縦覧されます。  
同時に所轄庁による審査が行われ、縦覧後2ヵ月以内(提出後2ヵ月以上4ヵ月以内)に認証・不認証が決定されます。

#### 7. 設立認証の決定

認証の場合は認証書、不認証の場合は理由を記した書面で通知されます  
(修正して再申請することは可能です。)



## 8. 設立登記の申請

所轄庁での審査が終了し認証の通知が届くと、2週間以内にNPO法人の主たる事務所を管轄する法務局で設立登記を行います。

設立登記には以下の書類が必要です。

- ・設立登記申請書
- ・設立認証書
- ・定款
- ・理事全員の就任承諾および誓約書の写し
- ・法人設立時の財産目録の写し
- ・委任状(代表者以外の者が代理人として登記申請を行う場合)
- ・登記用紙
- ・印鑑(改印)届書
- ・代表者個人の印鑑証明書

また、NPO法人の設立日は、登記申請をした日になります。



## 9. 法人設立後の届出

法務局で法人の設立登記が完了すると、その旨を所轄庁に届け出ます。

- ・設立登記完了届出書
- ・登記簿謄本(現在事項全部証明書)
- ・登記簿謄本(現在事項全部証明書)の写し
- ・財産目録